

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

紹介議員

くらた 共子 



後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願趣旨】

国は、後期高齢者医療保険料の被保険者均等割について保険料軽減特例を本年10月と2020年の2回にわたって撤廃し、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減も同様に縮小・撤廃する計画です。

このようなときこそ京都府として独自の保険料軽減や一部負担金の減免制度を設け、府民のいのち、健康を守る施策を実施するべきです。

国においては、後期高齢者の窓口負担割合引き上げなどの動きがありますが、京都府後期高齢者医療広域連合議会として、このような患者負担増を中止するよう意見書を提出するなどの取り組みを求めます。

私たちは、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めていますが、後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、下記の事項について実現いただくよう請願します。

【請願項目】

1. 政府が国民健康保険制度の都道府県単位化にあたり、3,400億円の財政投入を行った結果、多くの市町村で平成30年度の国保料(税)が引き下げられました。後期高齢者医療におきましても同様の財政支援により、保険料の引き下げが行えるよう国に意見書を提出するとともに、京都府の後期高齢者医療保険の保険料を引き下げてください。
2. 国に対して、後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例の廃止をしないよう意見書を提出してください。
3. 現在4段階の被保険者均等割額軽減区分をさらに細かくし、軽減の割合を全体として増やし、負担の軽減をはかってください。
4. 低所得者に対して京都府独自の保険料と窓口負担の軽減制度を創設するよう要請してください。
5. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「差押え」は行わないでください。

京都府後期高齢者広域連合議会

議長 富 きくお 様

2019年1月24日

請願者 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6

京都社会保障推進協議会

議長 渡邊 賢

京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館1

京都高齢期運動連絡会

代表 平井

京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館1

全日本年金者組合京都府

執行委員長 吉田

京都全
年金者
組合本
印

国への意見書案

後期高齢者医療の保険料や窓口負担に関する意見書（案）

政府の「新経済・財政再生計画改革工程表2018」では、「団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担の在り方について、骨太2020に向けて検討」として医療機関の窓口負担引き上げの検討が明記されました。

後期高齢者医療保険料均等割の軽減特例措置については、本年10月から2段階で廃止することを2019年度政府予算案に盛り込みました。特例廃止により年金収入が年間80万円以下の人々は平均月380円、年間80万円超168万円以下の人々は平均月570円の現行保険料が、特例廃止でいずれも月1,140円になり、大幅な負担増になります。

これ以上の窓口負担割合引き上げや保険料軽減廃止は、受診抑制や保険料未払いの増加を招きかねません。

全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、昨年11月15日「後期高齢者医療制度に関する要望書」で、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること」を求めていました。また、窓口負担の在り方についても「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすること」を求めていました。

つきましては、京都府後期高齢者医療広域連合議会は、政府において後期高齢者医療保険料の次期改定や保険料軽減特例措置の縮小・廃止の動きに対し、次の事項の実現を強く求めるものです。

1. 次期保険料率改定に向けて、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。
2. 後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例を撤廃しないでください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年〇〇月〇〇日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣